

平成18年度 市の奨学生を募集します

平成18年度の奨学生を募集します。支給する奨学金は返済する必要がありません。前年度に引き続き奨学金の受給を希望する方も、再度応募してください。なお、今年から制度が改正され、大学生等は対象となりませんのでご注意ください。

受付期間 4月3日(月)～28日(金) 郵送不可

応募資格 出願日の6か月前から引き続き市内在住の方に扶養されていること(地方の高等学校などに在学している自宅外通学者も可)

他の奨学金を受けていないこと(貸付制度による奨学金を除く) 学校教育法に規定する高等専門学校(1～3年生)、高等学校、専修学校(高等課程)に在学し、成績優秀で経済的理由により修学が困難であること 出願に必要な書類を出願期間内に提出できること 平成17年の所得金額がそれぞれ生活保護法による基準額(家族構成により異なる)の1.3倍を超えない方

申請時に経済状況が急変した場合、申請時の状況によることができず(状況を証する書類を提出)。

支給金額(月額) 高校生、高等専門学校(1～3年生)、専修学校(高等課程)：9千600円

必要書類 奨学生出願書、奨学生推薦調書等の所定の用紙 平成17年度の学業成績証明書 過去1年間の家庭の経済状況を証明する書類(源泉徴収票など)

「所定の用紙」を含めた申請に必要な用紙、記入方法についての「ご案内」を、田無・保谷両庁舎1階子育て支援課でお渡ししています。

受付場所 子育て支援課(田無庁舎1階) 保谷庁舎は用紙配布のみ

奨学生の決定 奨学生選考委員会での審議後、郵送で5月中に通知(合否共)

子育て支援課(☎内線1521)

障害児放課後対策事業 「ざんかクラブ」利用申請について

ざんかクラブは、市内在住の障害をお持ちの小学生から高校生の方を対象とした放課後の遊びの場です。毎週水・土曜日の午後に活動を行っています。

年度変わりの新規利用申請の受付を行います。現在定員がいっぱいのため、申請後、公開抽選により待機順位を決定し、定員に空きが出た際に順次利用開始となります。

なお、受付終了後も随時申請を受け付けますが、期間中の申請が優先になります。

申請期間 4月4日(火)～11日(火)

申請方法 ざんかクラブ事務所に電話または直接来庁

公開抽選日 4月19日(水) 午前11時・ざんかクラブ事務所

問合せ ざんかクラブ事務所(東伏見6-9-19 ☎65・7890 ☎62・2223)

障害福祉課(☎内線2341)

4月から介護保険制度が変わります

介護保険制度は、平成18年4月から、介護保険の基本理念である「自立支援」をより推進するため、要支援者に対する予防給付サービス内容を直直し、「介護予防」を重視した仕組みに変わります。

高齢者支援課(☎内線2325) 2329 ☎ 保谷庁舎

要介護等の認定区分が変わります

これまでは「要支援」「要介護1～5」の6区分でしたが、4月からは「要支援1、2」「要介護1～5」の7区分に変わります。

「要支援2」には、これまでの「要介護1」の方のうち、状態の維持や改善が期待できる方が認定されます。

なお、これまでの認定を受けている方は、認定の有効期間が終了するまでは現在の介護度が有効となりますので、次の申請から変わります。

介護予防サービスが始まります

「要支援1・2」の方や、介護や支援が必要となるおそれのある方は、予防効果のあるサービスを受けることができます。

地域包括支援センターがオープンします

市内8か所に開設される地域包括支援センターは、地域の高齢者や介護をしている家族の総合的な相談・支援の窓口としての役割や、高齢者の皆さんが、いつまでもいきいきとした生活が維持できるように、「介護予防」に関する支援や、高齢者の虐待にも対応する地域の高齢者支援のネットワーク拠点としての役割を担っています。

また、新予防給付(要支援1・2の方を対象とした介護予防サービス)や地域支援事業(自立した生活を送る方を対象とした介護予防サービス)のケアマネジメント業務を行うことで、地域における総合的で継続的な高齢者支援体制の中核となります。所在地は、別表を「らんく」ください。

保険料所得段階区分が変更になります

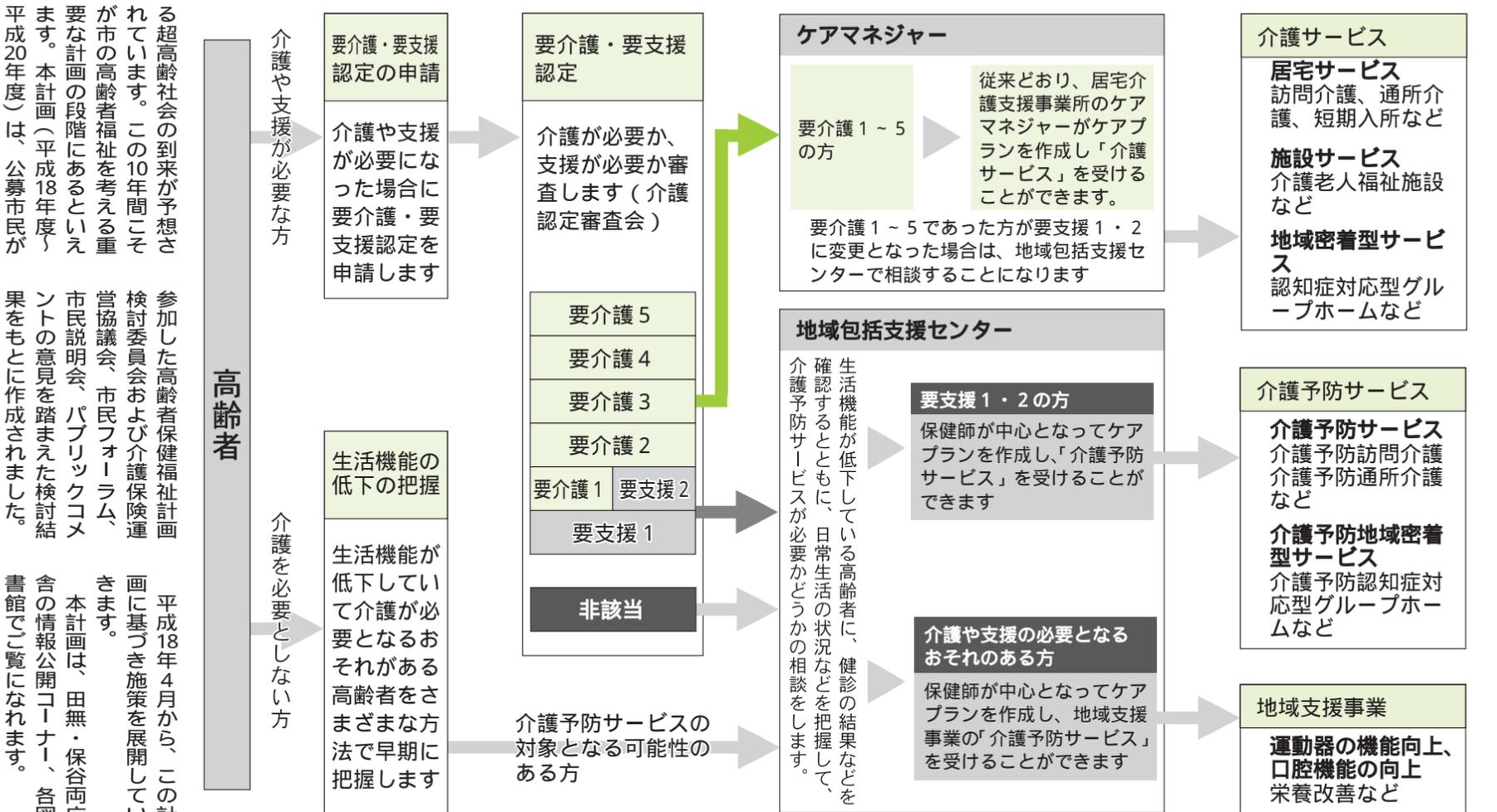
市では、所得に応じた負担をしていただく視点にたち、さらなる多段階化として8段階を採用します。

これは所得が低い方の負担を軽くするための新2段階の設定とともに、今までの第5段階の所得区分を細分化し、所得に応じた負担をしていただくものです。

西東京市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画(第3期)が策定されました。

団塊世代が定年を迎える平成19年を経て、10年後の平成27年には、高齢化率26%となる超高齢社会の到来が予想されています。この10年間にこそ市の高齢者福祉を重んずくべきです。本計画(平成18年度、平成20年度)は、公募市民が参加した高齢者保健福祉計画検討委員会および介護保険運営協議会、市民フォーラム、市民説明会、パブリックコメントの意見を踏まえた検討結果をもとに作成されました。

平成18年4月から、この計画に基づき施策を展開していきます。本計画は、田無・保谷両庁舎の情報公開コーナー、各図書館でご覧になれます。



地域包括支援センター一覧

(1) 総合的な相談機能 (2) 介護予防マネジメント (3) 包括的・継続的マネジメントの支援をする中核機関として、設置されました。

No	名称	住所	電話	No	名称	住所	電話
1	新町地域包括支援センター	新町1～11～25 緑寿園内	62-1695	5	田無町地域包括支援センター	田無町4～17～14 母子保健センター内	67-8850
2	富士町地域包括支援センター	富士町1～7～69 高齢者センターきらら内	51-1203	6	向台町地域包括支援センター	向台町2～16～22 フローラ田無内	68-2340
3	西原町地域包括支援センター	西原町4～5～6 西原総合教育施設内	51-8844	7	緑町地域包括支援センター	緑町3～6～1 田無病院内	61-7081
4	栄町地域包括支援センター	栄町3～6～2 保谷苑内	38-7090	8	泉町地域包括支援センター	泉町3～15～28 いずみ内	24-1200

4月29日以降の電話番号は、上記番号の最初に4をつけてください。